

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の出席停止期間と早見表

【学校保健安全法施行規則による出席停止期間の基準】

**発症した後5日間を経過し、  
かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**

## 【検査陽性者の療養及び健康観察期間】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1	発症	発熱 咽頭痛	咽頭痛	症状軽快 (24時間)	療養及び健康観察 期間		登校可	マスク着用を推奨			
例2	発症	発熱 咽頭痛	症状軽快 (24時間)	療養及び健康観察 期間		発熱	症状軽快 (24時間)	登校可	マスク着用を推奨		
例3	無症状	検体採取	健康観察期間 (検体を採取した日から5日を経過するまで)				登校可	マスク着用を推奨			

発症日から10日が経過するまでは、マスク着用を推奨する

「濃厚接触者」としての特定は行われないことになり、行動制限及びその協力要請は行われな  
いことを踏まえ、下記のような場合であっても新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて  
いない者については、直ちに出席停止の対象とする必要がなくなりました。

\*同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

\*学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった者で感染対策を行わずに  
飲食を共にした場合

